

環境保全型農業直接支払交付金 令和2年度の制度見直しのポイント

	第1期の制度の課題	令和2年度における主な見直し内容
第三者委員会	効果評価の結果、地域特認取組のうち、地球温暖化防止効果が高く※、全国で実施可能な取組があった。 ※ 地球温暖化防止については、効果の大きさについて定量的な比較評価が可能であるが、生物多様性については、定量的な比較評価が困難 ＜現行の全国共通取組＞ 「有機農業」「カバークロップの作付け」「堆肥の施用」	地域特認取組のうち、高い環境保全効果を有し、政府目標（地球温暖化対策計画、有機農業基本方針）に貢献する取組を全国共通取組に追加する。 ＜令和2年度に追加される全国共通取組＞ 「リビングマルチ」「草生栽培」「不耕起播種」「長期中干し」「秋耕」
	左の3取組に加えて 地域特認取組（全168取組）のうち、環境保全効果が低いものや、取組実績のないものがあった。	「効果が低い」と評価された取組を支援対象から外す。 － 効果測定調査を実施し、「効果が低い」と判定されたもの（10） － 取組実績がなく、効果測定調査を実施していないため、「効果が低い」と判定されたもの（54）
有機部会	食農審 果樹・有機部会において、有機農業政策は、国際的に整合性があり、かつ消費者にとってわかりやすい制度設計とすべきとの意見が出された。	本交付金における有機農業の取組水準を「国際水準の有機農業」＝有機JASの水準に合致させる。 ※ 有機JAS認証を取得する/しないは農業者の経営判断であり、交付金を受けるために 認証取得は必要としない。
その他	地域特認取組は、地域の環境課題や農業実態を勘案し支援する仕組みであるが、環境保全目的が「地球温暖化防止」か「生物多様性保全」に限定されるなど、必ずしも地域の実情に即していなかった。	全国共通取組配分後の残額の範囲内で都道府県が自由に運用可能な制度に変更する。 「水質保全」など現場の環境課題が解決できるよう、支援対象取組や単価設定などについて都道府県の裁量を拡充。
	これまでも資材の実勢価格や労働実態に応じて、交付単価の見直しを都度行ってきたが、有機農業等、単価設定時から変更のなかった取組について、現在の営農実態に見合ったものであるか検証する必要があった。	有機農業の掛かり増し経費を調査。多くの場合で、現行を上回ったので、実態に応じて単価を見直す。 ■ 有機農業（そば等雑穀、飼料作物以外） 8,000円/10a ⇒ 12,000円/10a このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り、2,000円を加算 カバークロップやリビングマルチは、種子代の実勢価格に応じて単価を見直す。 ■ カバークロップ 8,000円/10a ⇒ 6,000円/10a ■ リビングマルチ（小麦・大麦・イタリアンライグラス以外） 8,000円/10a ⇒ 5,400円/10a （小麦・大麦・イタリアンライグラス） 5,000円/10a ⇒ 3,200円/10a